

職業安定分科会(第 199 回)	資料1—1
令和5年 11 月 21 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱（改正入管法の施行に伴う改正）

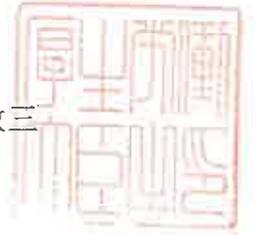
厚生労働省発職 1121 第 1 号

令和 5 年 11 月 21 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 特定求職者雇用開発助成金特定就職困難者コースの支給対象となる事業主について、当分の間、出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第二項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている六十五歳未満の求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主を追加すること。

第二 この省令は、令和五年十二月一日から施行すること。